

56 学校配属将校交代の場合における命課協議省略の件に付

陸軍省へ回答 [昭和十三年二月]

(注記1)  
官普二八号 裁 2月19日 文書課長 (有原) 送 2月19日 起案者 (土田)

昭和十三年二月十四日起案

学務課長 (朝比奈) 事務官 (前田) (乙黒) (佐藤) (武本)

普通学務局長 (藤野)

次官 (伊東)

専門学務局長 (山川) (朝比奈)

実業学務局長 (小笠原) (有光)

社会教育局長 (田中) (柴田) (菅坂) (福田) (春山)

案

年 月 日

次官

陸軍次官宛

学校配属将校交代の場合ニ於ケル命課協議省略ノ件

(注記4) 二月九日付陸支密第四六四号ヲ以テ標記ノ件御照会ノ処右ハ支

那事変中ニ限り御照会ノ通実施相成リ差支無之此段回答ニ及ブ

(貼紙) 大学配属将校交代ノ場合ハ

師団司令部ニ於テ大学当局ト

内協議スル様御取計相成度

年 月 日

回答ニ貼付スルコト

上記ノ附箋案ヲ浄書ノ上

文部省専門学務局

普通学務局

陸軍省人事局御中

(参考)

一、公文ノ照会ニ先立チ陸軍省人事局補任課員柏木中佐、徵募課員吉田少佐来訪、岩松書記官ニ対シ左記ノ事項ヲ説明シ了解ヲ求ムル所アリタリ

1. 従来発令ノ形式ハ陸軍大臣ニ於テ「何々学校服務ヲ命ズ」ト発令シ来リタル処(加筆)陸軍大臣ニ於テハ「第何師団司令部(又ハ第何聯隊)付ニ補ス 学校服務ヲ命ズ」ト発令シ更ニ師団長ニ於テ「何々学校服務ヲ命ズ」ト発令スルコトニ改ム

2. 事変ノ為将校ノ異動頻繁ニシテ然(抹消)モ之ヲ急速ニ実施スルノ要アルト前項ノ如ク陸軍省ニ於テハ直接学校ヲ指定セザル關係上従来為シ来レル内協議ハ之ヲ廃止シ度シ

一、之ニ対シ岩松書記官ヨリ大体ノ趣旨ヲ了承スルト共ニ左ノ希望ヲ提出シ陸軍側ノ同意ヲ得タリ

1. 内協議ノ廃止ハ嚴ニ支那事変中ニ限ルコト

2. 大学ニ対シテハ師団司令部ヨリ内協議スル様取計ハレ度キコト

一、前項第2ニ関シテハ其ノ後更ニ接渉ヲ重ネタル結果陸軍省ニ於テモ師団司令部ヲ指導シテ充分文部省ノ希望ニ副フ様取計ヲ旨確言セリ

陸支密第四六四号

学校配属将校交代ノ場合ニ於ケル命課協議省略ノ件照会

昭和十三年二月九日 陸軍次官 梅津美治郎 印

文部次官 伊東延吉殿

(注記 5) (注記 6) (注記 7) (注記 8)  
陸軍現役将校学校配属令第一条第二項ノ規定ニ基ク陸軍、文部  
両大臣ノ協議事項中配属将校交代ノ場合ニ於ケル命課協議ハ支  
那事変中之ヲ省略シ正式発令後可成速ニ当省ヨリ其ノ配属学校  
名及配属将校ノ官氏名ヲ貴省へ通牒スルコトト致度照会ス  
(注記 9)

(注記 9)

「76」

(下札)

〔中山〕種別 ね〔抹消〕三ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 陸軍省宛 学

校配属将校交代ノ場合ニ於ケル命課協議省略ノ件 / 番号 官普二

八ノ結了年月日 昭一三 二 一九 / 保存年限 〔二〇〕〔ムキ〕

／枚数 三

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練  
第2冊〕 文部省 3A 32-7, 2540

(注記 1)

「至急」

(注記 2)

「完結」

(注記 3)

「記録掛 16・9・18 受領」

(注記 4)

「二二」(簿冊内件名番号)

(注記 5)

□□□

(注記 6)

〔柏田〕

(注記 7)

「秘」

(注記 8)

「文部省官普28号昭和13・2・12」